

報道関係各位

2024 年 4 月 1 日

「トーソーグループ人権方針」の策定について

窓辺の総合インテリアメーカー、トーソー株式会社（本社：東京都中央区／代表取締役社長：前川圭二）は、4 月 1 日に国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、「トーソーグループ人権方針」を策定しました。

当社グループは、快適な住生活環境への提案を通じて、持続可能な社会の実現に貢献することを目指しています。その実現のためには、当社グループ社員のみならず、事業活動に関わる全てのステークホルダーの皆様に対して、そこに住まう“人”の権利を尊重し、信頼関係を築くことが不可欠であると認識しております。

トーソーグループ人権方針はこの考えに基づいて制定したものであり、コンプライアンスの遵守、企業倫理の徹底を前提条件とし、人権を尊重する姿勢を明確に示すことで、持続的発展に向けた取り組みを推進してまいります。

<トーソーグループ人権方針の項目>

1. 基本的な考え方
2. 適用範囲
3. ガバナンス体制
4. 人権デューディリジェンス
5. 救済・是正
6. 教育・研修
7. ステークホルダーとの対話や協議
8. 情報開示

■トーソーグループ人権方針

人権方針全文は以下よりご確認ください。

https://www.toso.co.jp/toso_info/sustainability/pdf/human_rights.pdf

■サステナビリティサイト

https://www.toso.co.jp/toso_info/sustainability/

■会社概要

会社名：トーソー株式会社

所在地：〒104-0033 東京都中央区新川 1 丁目 4 番 9 号

代表：代表取締役社長 前川 圭二

設立：1949 年 9 月

資本金：11 億 7,000 万円

事業内容：インテリア製品の企画、製造、販売